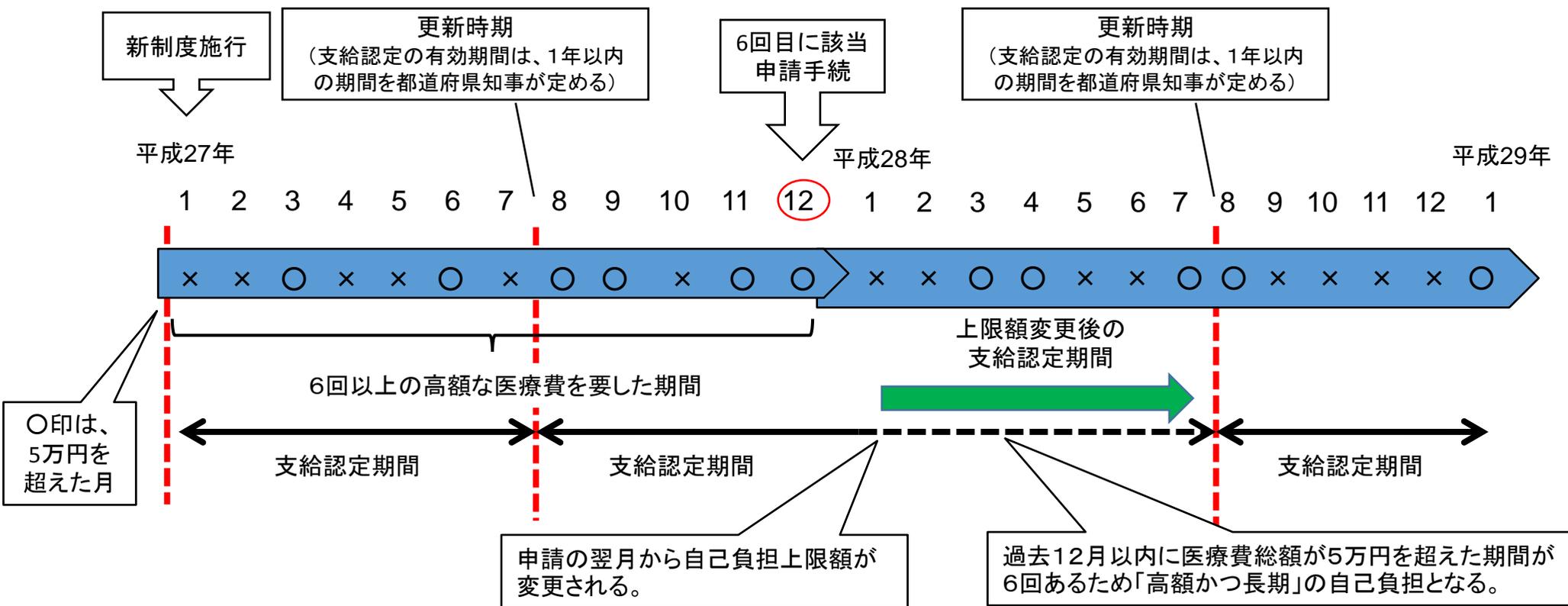


# 高額かつ長期について

小児慢性特定疾病医療費の受給者（受給者証に記載された公費負担者番号が52358017の者に限る）で、所得の階層区分が一般所得 I 以上の者であり、支給認定を受けた疾病に係る月ごとの医療費総額について5万円を超える月が年間6回以上ある場合は、月額医療費の自己負担を軽減する。

## 《確認方法》

- ・医療費申告書及び指定医療機関が発行する領収書等を用いる。



※ 高額かつ長期は、通常の医療費助成を受けてもなお医療費の負担が重い患者に対して行うものであるため、支給認定を受けた月以降の医療費総額について勘案することとする。